

# 新型コロナワクチン 接種に関するお知らせ



## 新型コロナワクチンの接種について

令和6年3月末まで、接種は継続されます。

### ○初回接種について

初回接種は生後 6 か月以上の方が接種可能です。接種を希望される方は裏面の表をご覧ください。

### ○追加接種について

#### (1)令和4年秋開始接種

昨年秋から開始したオミクロン株対応のワクチン接種は令和5年5月7日で終了します。接種がまだで、希望される方はそれまでに接種をしてください。

#### (2)令和5年春開始接種

- ・接種：令和5年5月8日より 開始
- ・対象：①65歳以上の方 ②基礎疾患に該当する5歳～65歳未満の方  
③医療従事者・高齢者施設等従事者の方
- ・ワクチン：オミクロン株対応ワクチン(モデルナ社製・ファイザー社製)
- ・接種券の発送について

対象の高齢者の方には順次発送します。①～③の方で、オミクロン株対応のワクチンが未接種の方はお手元の接種券で接種が可能です。

#### 【5歳～65歳未満で、基礎疾患に該当される方へ】

前回、基礎疾患の申請をされ、オミクロン株対応のワクチンを接種されている方に接種券を発送します。申請をされていない方は、下記のコロナワクチン接種相談窓口までお知らせください。

\*基礎疾患については裏面をごらんください。

#### 【医療従事者・高齢者施設等従事者の方へ】

接種券の申請が必要です。下記のコロナワクチン接種相談窓口に申請をして下さい。

#### (3)令和5年秋開始接種（9月より実施予定）

対象：初回接種を終了した5歳以上の方（追加接種をされた方も含む）

\*詳細が決まりましたら、町広報等でお知らせいたします。

### ○コロナワクチン接種相談窓口の移転について

3月28日（火）から、かつらぎ町保健福祉センター2階（健康推進課衛生係）に移転します。お問合せ先の電話・FAX番号は変更ございません。

☎:0736-22-2777 FAX: 0736-22-2778

裏面もご覧ください

## 〇ワクチン接種医療機関

かつらぎ町役場から送付した接種券で予約ができます。接種券をお持ちでない方はコロナワクチン接種相談窓口までご連絡ください。

接種するワクチンは予約時にご確認ください（×は未実施）												
対象者 接種場所	接種時期			初回（1・2回）接種 6か月～4歳は（3回）			追加（3回～5回）接種			予約方法		
	3月 末 まで	4/1 ～ 5/7	5/8 ～ 8/31	6か月～ 4歳	5歳～ 11歳	12歳 以上	5歳～ 11歳	12歳～ 17歳	18歳以上	WEB LINE 3月末 まで	電話	
集団接種	×	×	○	×	×	×	×	オミクロン株対応ワクチン		×	22-2777	
北林医院	×	○	○	×	×	ノババックス	×	ノババックス		×	22-1130	
上田消化器・ 内科クリニック	○	×	○	×	×	×	×	オミクロン株対応 ワクチン		×	23-2001	
前田医院	○	○	○	×	×	ファイザー	×			×	×	22-1070
たかの 耳鼻咽喉科	○	×	○	×	×	×	×			○	×	
阪中外科	○	×	○	×	×	×	×			×	×	22-7018
黒岩 クリニック	×	×	○	×	×	×	×			×	×	23-2112
県立医科大学 附属病院 紀北分院	×	×	○	×	×	×	×			×	×	
にじいろ 内科クリニック	○	×	○	×	×	×	×	×	オミクロン株 対応 ワクチン	×	23-2416	
米田小児科 医院	○	○	○	乳幼児用 ファイザー （電話予約 のみ）	小児用 ファイ ザー	×	小児用 ファイザー （オミクロン 株対応）	×		○	22-3065	

\*5/8以降のWEB/LINE予約については決まり次第、町ホームページや防災ラジオにてお知らせいたします。

## 〇基礎疾患について（以下の方が該当します）

- 以下の病気や状態の方で通院または入院をしている方
  - 慢性の呼吸器の病気
  - 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
  - 慢性の腎臓病
  - 慢性の肝臓病（肝硬変等）
  - インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
  - 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
  - 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
  - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
  - 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
  - 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
  - 染色体異常
  - 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
  - 睡眠時無呼吸症候群
  - 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方  
※ BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)
- その他：新型コロナウイルス感染症にかかった場合、重症化リスクが高いと医師が認めた方